

IV

サービスの提供体制の確保



IV サービスの提供体制の確保

1 見込みの方法

障害福祉サービス等の見込み量は、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応しつつ、利用者のニーズに対応したサービスの必要な量が確保できるよう、サービスの提供主体である市町村のこれまでの実績を踏まえ、市町村障害福祉計画における見込み量を集計したものを基本としています。

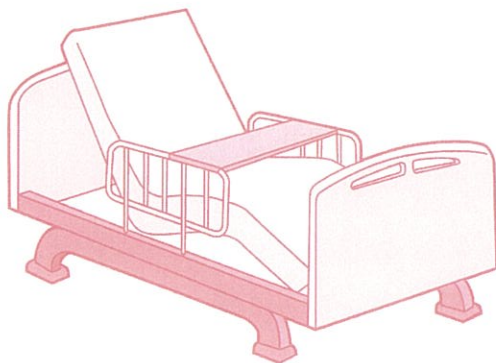
(1) 障害福祉サービス、障害児支援及び相談支援

各市町村におけるこれまでのサービス利用実績を基本に、利用者の増加等を見込み、全体として必要なサービス量を確保します。

(2) 地域生活支援事業

各市町村において、障害者等の相談対応や必要な情報の提供、コミュニケーションや移動の支援、日常生活用具の給付・貸与、創作的活動等の機会の提供などについて、障害者のニーズ等を把握し、地域の実情に応じて実施する事業の量を見込みます。

県では、発達障害者支援センター運営事業、障害者就業・生活支援センター事業、高次脳機能障害支援普及事業などの専門性の高い相談支援事業や、相談支援体制整備事業などの広域的な対応が必要な事業、各種研修事業などについて実施する事業の量を見込みます。



2 指定障害福祉サービス、障害児支援、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の見込量と確保策

(1) 指定障害福祉サービス、障害児支援、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の見込量（年度別）

① 訪問系サービス

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスで、ホームヘルプとも呼ばれています。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。
行動援護	重度の知的障害又は精神障害により、行動上、著しい困難を有する障害者に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

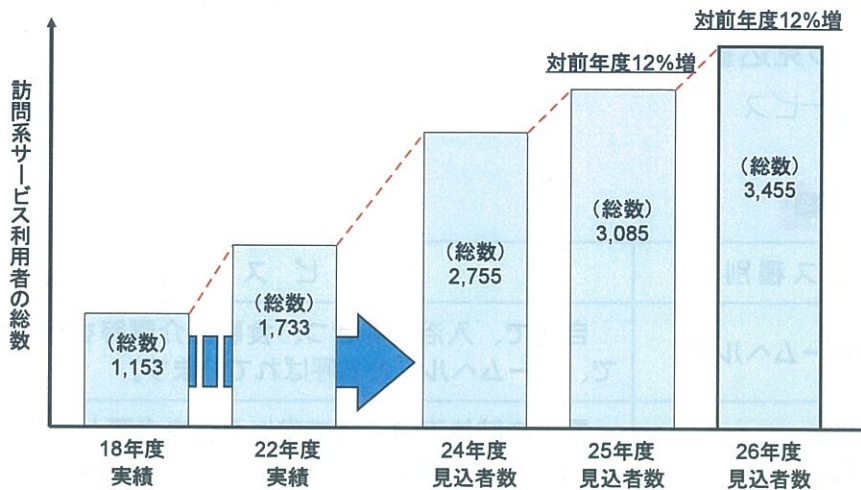
各年度の見込量

サービス種別	24年度見込み		25年度見込み		26年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
居宅介護（乗降介助除く） 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	2,755	86,261	3,085	95,797	3,455	106,183
うち、同行援護の見込量	448	9,460	499	10,546	558	11,739

※ 利用者数の単位：人 利用量の単位：時間

訪問系サービス利用者数の推移

※サービスを複数利用している場合は、各サービスでカウントしている。



見込みの考え方

市町村ごとに平成23年度までのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成26年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加を考慮し、訪問系サービスの利用量が増加すると見込んでいます。

また、同行援護については、これらの事項に加え、平成23年10月1日以前の地域生活支援事業（移動支援事業に限る。）の利用者のうち重度の視覚障害者数を勘案して、平成26年度までのサービス量を見込んでいます。

課題

各圏域どこでも必要な訪問系サービスが利用できるよう、訪問系サービスの充実を図る必要があります。

必要な見込量の確保のための方策

障害者が自宅において介護や家事等の日常生活上の支援や外出時の介助等必要な支援を受けつつ、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、市町村と十分連携しながら、障害者が必要とする在宅サービスの提供体制の整備を推進します。

また、多様化したニーズに適切に対応するため養成研修事業の実施などにより人材を確保するとともに、質の高いサービスを提供するための養成研修事業の充実を図ります。

② 日中活動系サービス

サービスの種類

サービス種別	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、主に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うものであり、主に身体能力及び日常生活能力の維持・向上を目的とするサービスです。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うもので、地域生活への円滑な移行を目的とするサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。事業所内において、雇用契約に基づき、就労の機会を提供するものです。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢に達している障害者に、一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービスです。雇用契約は結びません。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする障害者に、主として昼間において、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所させて、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

各年度の見込み

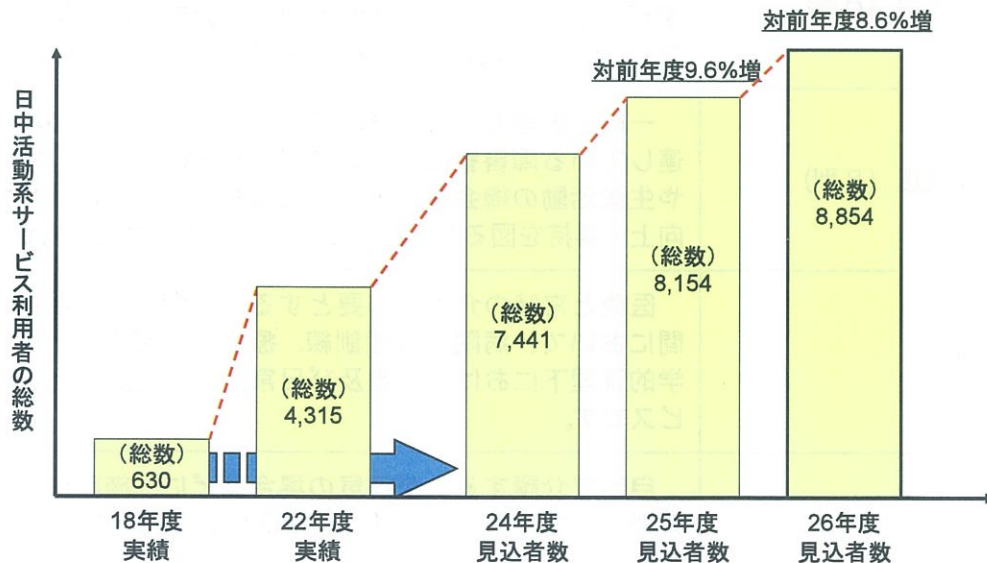
サービス種別	24年度見込み		25年度見込み		26年度見込み	
	利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
生活介護	3,339	62,253	3,508	65,321	3,692	68,485
自立訓練（機能訓練）	69	1,099	84	1,342	92	1,460
自立訓練（生活訓練）	333	5,540	371	6,222	407	6,811
就労移行支援	765	13,702	838	14,917	916	16,252
就労継続支援（A型）	453	9,037	588	11,620	727	14,377
就労継続支援（B型）	2,482	44,499	2,765	49,965	3,020	55,001
療養介護	392		397		402	
短期入所	521	4,019	591	4,555	673	5,173

※ 利用者数の単位：人 利用量の単位：人日

※ 人日とは、「月間の利用人数」×「1人一月当たりの平均利用日数」

日中活動系サービス利用者数の推移

※児童デイ・短期入所・療養介護は含んでいない。
 ※サービスを複数利用している場合は、各サービスでカウントしている。



見込みの考え方

市町村ごとに平成23年度までのサービスの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成26年度までのサービス量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。特別支援学校卒業者の今後の見通し等を踏まえるとともに、入院中の精神

障害者の地域生活への移行等により、利用者が増加することを考慮しています。また、地域生活への移行や就労支援を推進するため、必要なサービス量を見込んでいます。

また、これまで補助事業で実施していた重度心身障害児（者）通園事業の利用者のうち18歳以上の者についても、生活介護などで見込む必要があります。

課題

特別支援学校卒業者のうちサービスの利用が見込まれる者、入院中の精神障害者の地域生活への移行による新たな利用者の増加に対応し、障害者の日中活動の場を確保する必要があります。

なお、生活介護及び就労継続支援B型については、計画的に整備を行っていく必要のあるサービスであるため、地域の実情等を勘案し、サービス提供体制の確保に努めていく必要があります。

必要な見込量の確保のための方策

障害者が必要とする生活介護などの日中活動サービスを受けることができるよう、事業所の設置について、今後、利用の増加が見込まれる生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型について、必要見込み量に応じた提供体制の整備を推進します。

③ 居住系サービス

サービスの種類

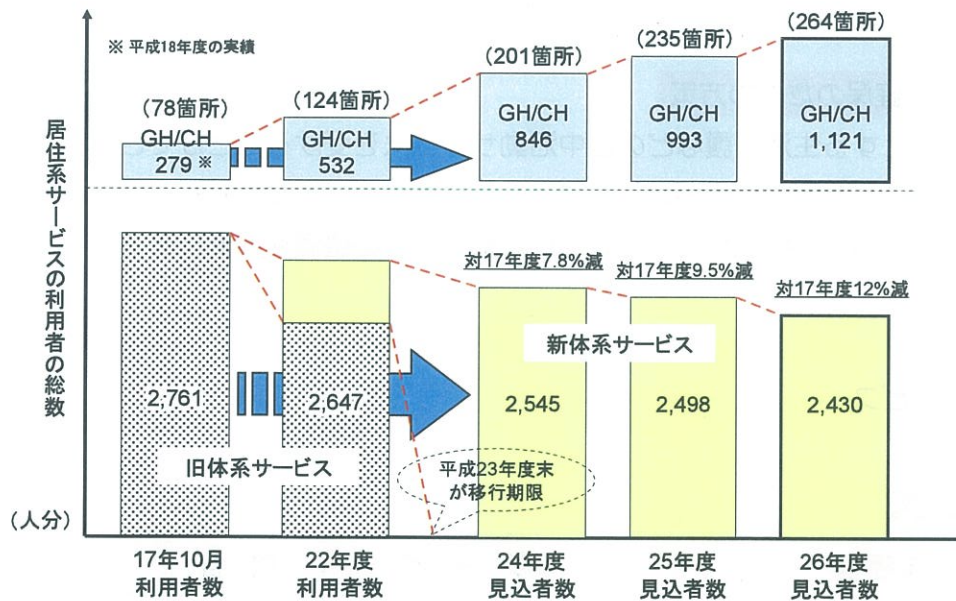
サービス種別	サービスの内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うサービスで、グループホームとも呼ばれています。
共同生活介護 (ケアホーム)	地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。
施設入所支援	障害福祉施設に入所している障害者に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供するサービスで、ケアホーム等での対応が困難な人、又は地域の状況等により通所することが困難である人が対象になります。

各年度の見込量

サービス種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	利用者数	利用者数	利用者数
共同生活援助	713	838	933
共同生活介護	133	155	188
施設入所支援	2,545	2,498	2,430

※ 単位：人（一月当たりの利用人数）

居住系サービス利用者数の推移



見込みの考え方

市町村ごとに平成23年度までの利用実績、新たな利用見込み、地域の実情等を勘案して、平成26年度までの利用量を見込み、その数値を集計したものを基本としています。

施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行等による利用者の増加を考慮し、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の利用者を見込んでいます。

施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行によって、平成17年度の施設入所者数から平成26年度末までに約12%減少するものと見込んでいます。

課題

施設入所・入院から地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の充実を図るとともに、地域の理解を促進する必要があります。

必要な見込量の確保のための方策

地域での生活が可能になった施設入所者及び入院中の精神障害者が地域生活に移行できるよう、グループホーム及びケアホームの提供体制の整備を推進します。

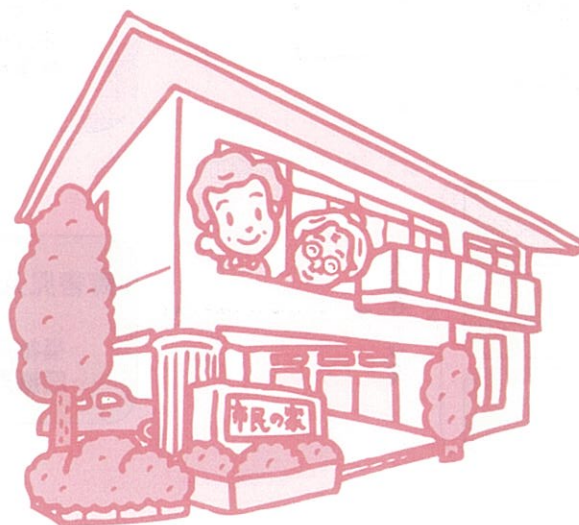
また、公営住宅及び民間賃貸住宅への入居を促進するとともに自立支援協議会等を活用して、地域の理解を促進します。

④ 障害児支援

障害児支援の強化のため、児童福祉法の一部が改正され、平成24年4月1日から、これまで障害種別ごとに分かれていた施設・事業体系について、通所による支援が「障害児通所支援」に、入所による支援が「障害児入所支援」にそれぞれ一元化されます。

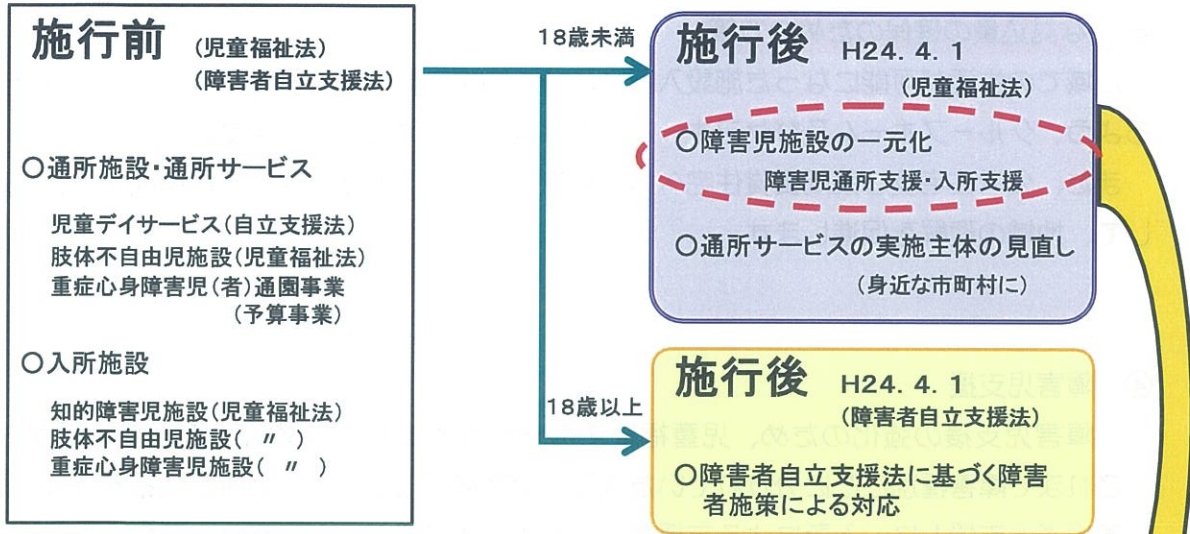
障害児通所支援については、支援を必要とする児童が身近な地域で質の高いサービスを受けられるようにするため、支援の実施主体が県から市町村へ移管されます。

なお、障害児施設に入所する18歳以上の者については、他の18歳以上の障害者と同様、年齢等に応じた適切なサービスが受けられるようにするため、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなります。



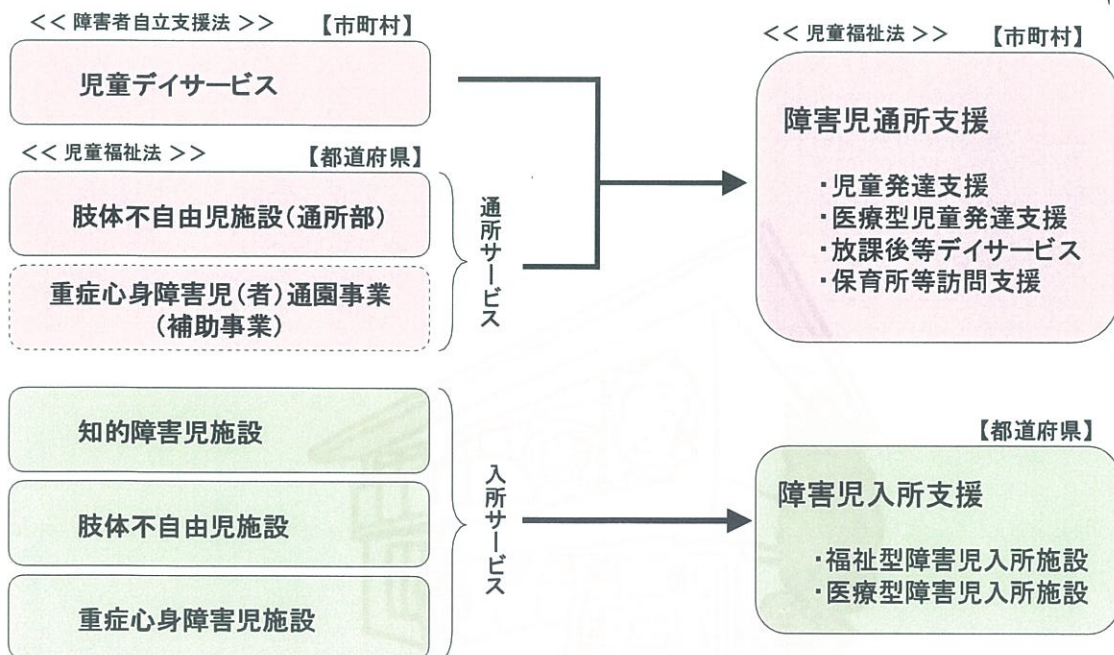
児童福祉法の一部改正に伴う障害児施設・事業体系

○ 障害児を対象とした施設・事業は、これまで、①施設系は児童福祉法、②事業系は障害者自立支援法(児童デイサービス。なお、重心通園事業は予算事業)に基づき実施されてきたが、児童福祉法の一部改正に伴い、平成24年4月1日から根拠規定が一本化。
 また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応。



障害児施設・事業の一元化 イメージ

○ 障害児支援の強化を図るため、これまで障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



《参考》厚生労働省主催障害保健福祉関係主管課長会議資料から抜粋